

益田市農業委員会第25回総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月27日（金）午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所 益田市役所 大会議室

3. 農業委員（出席16名）（欠席一名）

1 番 又賀 保（出）	2 番 大畑 美里（出）	3 番 須藤 寿人（出）
4 番 吉村 太（出）	5 番 大庭 清（出）	6 番 齋藤 浩文（出）
7 番 御神本康一（出）	8 番 田中 綾（出）	9 番 佐原 晃子（出）
10 番 領家 耕一（出）	11 番 松本 幸夫（出）	12 番 谷本 大輔（出）
13 番 柳田 継男（出）	14 番 豊田 志摩（出）	15 番 宮川 有衣（出）
16 番 西川 友史（出）		

4. 農地利用最適化推進委員（出席21名）（欠席3名）

1 番 増野 六彦（欠）	2 番 三輪 昌義（出）	3 番 澁谷 記幸（出）
4 番 澤江 浩一（出）	5 番 山根 健治（出）	6 番 寺戸 康人（出）
7 番 三浦 尚人（欠）	8 番 田原 勝美（出）	9 番 野村 浩三（出）
10 番 寺戸豊太郎（出）	11 番 塩満 文雄（欠）	12 番 河野 正憲（出）
13 番 青木 伸爾（出）	14 番 中村 敏幸（出）	15 番 椋木 昭雄（出）
16 番 長谷川孝明（出）	17 番 豊田 繁雄（出）	18 番 中島秀一郎（出）
19 番 宮内 英之（出）	20 番 椋木 孝光（出）	21 番 岡崎 定佳（出）
22 番 渡邊 豊孝（出）	23 番 河野 光好（出）	24 番 三浦 和顕（出）

5. 提出議案

議第119号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第120号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第121号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第122号	農地でないことの確認について
報第97号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第98号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第99号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第100号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について

6. 議事に参加した職員

（農業委員会事務局）柳井局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 25 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、3 番の須藤寿人委員、4 番の吉村太委員、よろしくお願いいたします。 本日の欠席委員は、農地利用最適化推進委員が 1 番増野六彦委員、7 番三浦尚人委員、11 番塩満文雄委員。 それでは、「議第 119 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	1 番 中須町 本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、中須町の畑 1 筆 249 平方メートルです。譲り渡し事由は、居住地から遠方で耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接地に居住しており申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、法令順守の状況につきましては、1 の (1) ②が不明と記入されていますが、違反はなかった旨を申請者に確認済みです。ご審議の程宜しくをお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認を 6 月 17 日に大畑委員と行いました。〇〇さんが元々中須におられて農地を持っておられたのですが、駅前の方に引っ越しをされまして、そうしたことで耕作をなかなかできない状況で、この農地の隣接地で自宅を持っておられる〇〇さんがこの度買い受けて耕作したいということでございます。隣に広い農地を持っておりまして、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。
西川友史会長	2 番 飯田町
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、飯田町の畑 1 筆 908 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢になり耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接地に居住しており申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、法令順守の状況について、3 番が記入されていませんが、違反はない旨を確認済みです。ご審議の程宜しくをお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	3 番須藤です。現地確認は 20 日に澁谷推進委員と 2 人で行いました。〇〇

	さんは高齢で今頃はほとんど外に出られませんので、この農地は〇〇さんが耕作しております。この農地は〇〇さんの駐車場を横切らないと中へ入れませんので、そういうような都合上、本人同士で話し合いを行ったようです。もらってくれんかという話になったようでございます。ということで無償移転でございます。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願います。
西川友史会長	3 番 大谷町
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、大谷町の田 1 筆 298 平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため。譲り受け事由は、これまでも管理していた申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、法令順守の状況、機械の保有状況については記載がありませんが、クワで耕すということを確認しておりますので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しく願います。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
御神本康一委員	7 番御神本でございます。現地確認は野村推進委員と 6 月 18 日に 10 時から 30 分間程現場の方で立ち合いをいたしました。これは〇〇さん今茨城に住んでおりますが、その叔父にあたる〇〇さんは現在も野菜を作っておられて、住居は益田で市役所の裏なんですけれども、毎日のように現場の方で作業されたり、地域の人と農業というか野菜作りに励んでおられますので問題はないと思います。よろしくご審議いただきたいと思います。
西川友史会長	4 番 桂平町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、桂平町の田 4 筆 12,282 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢になり耕作が困難なため。譲り受け事由は、経営規模拡大のため申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しく願います。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
谷本大輔委員	12 番谷本です。6 月 24 日に豊田推進委員と現地確認を行いました。ちょうど〇〇さんもおられたので話を聞きましたけど、ここの農地、以前から借りていてイチゴのハウス等を建ててやってくるということと、隣地も借りて田んぼ等を作られているということで、〇〇さんは若くて規模拡大の意欲もあるので特段問題ないと思います。ご審議の程よろしく願います。
西川友史会長	5 番 美濃地町
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。

西川友史会長	土地の所在は、美濃地町の田 2 筆 5,046 平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため。譲り受け事由は、近隣農地を所有しており申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
谷本大輔委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 12 番谷本です。6 月 24 日に中島推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は市外に住んでおられまして耕作できないということがあって、以前から〇〇が田んぼを管理していたということで、〇〇さんはこの譲渡人の〇〇さんの元の家の方に住んでおられまして、〇〇さんは家も山も田んぼとか農地も全部処分したいということだったので、家とか山は無理だけど農地はということで農地を譲り受けて〇〇の幹部でもありますので管理していくということだったので、特段問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長 事務局	6 番 白上町 本件は、3 条の賃貸借にかかる許可申請です。 土地の所在は、白上町の畑 1 筆 19,416 平方メートルです。譲り渡し事由は、農地の荒廃化を防ぐため。譲り受け事由は、これまでも管理していた申請地を借り受けて引き続き耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長 岡崎定佳推進委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 推進委員の岡崎です。この土地については今年の 6 月末で利用権設定が終了します。公社より〇〇への 1 年の賃貸借契約です。3 条申請の賃借権に切り替えての申請となっております。耕作者も変更がございませんので問題はないと思います。以上です。
西川友史会長 事務局	7 番 白上町 本件は、3 条の賃貸借にかかる許可申請です。 土地の所在は、白上町の畑 3 筆 32,133 平方メートルです。譲り渡し事由は、農地の荒廃化を防ぐため。譲り受け事由は、これまでも管理していた申請地を借り受けて引き続き耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

岡崎定佳推進委員	推進委員の岡崎です。6月末で公社との利用権設定が終了します。公社から〇〇が1年の賃貸借契約ということで、3条申請の賃借権に切り替えての申請となっております。耕作者の変更はございませんので、問題はないと思っております。以上です。
西川友史会長	8番 美都町朝倉
事務局	本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、美都町朝倉の田畑3筆 3,599平方メートルです。譲り渡し事由は、病気により耕作が困難なため。譲り受け事由は、譲渡人の要望により申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
田中綾委員	8番田中です。現地は佐原委員と寺戸推進委員で確認しました。詳しくは〇〇さんに話を寺戸推進委員が聞いていますので報告してもらいます。
寺戸豊太郎推進委員	現地は現在遊休地です。以前の所有者が亡くなられて親族の方が相続して耕作できないのということで、誰か引き受けてくれる人を探しておられたと記憶しております。〇〇さんですが会社員です。現在、本人が営農しているわけではないのですが、家族が田を作るのを随時手伝っております。草刈り機とかそういった機械は十分に使用することができるので、果樹園として利用ということで農地を管理することができますし、柚子ということなので初心者でもそんなにひどいことにならないのではなかろうかと思っております。以上です。
西川友史会長	本日の3条申請は以上8件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。
佐原晃子委員	9番佐原です。1番目の案件ですが、「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等」のところで第4条の農地の転用の制限について不明と書いてあるのですが、不明の場合は別に問題はないのですか。
事務局	ご本人がやったかやらないのか分からない方もおられるので不明と書いてありますが、事務局2人以上で転用が無かったことを確認しておりますので大丈夫です。
佐原晃子委員	無にする必要はなく届け出通りで提出されると考えていいですか。
又賀保委員	事務局の方から3条を使って農地を取得して宅地で売った件があり問題ではないかと問い合わせがあったのですが、去年だったと思いますが、私と〇〇さんの家が祖父の代に共同で買った農地があつてそれがずっと続いており、その後区画整理をやってそれぞれ二分の一ずつ畑としてもらった土地が二か所に分けてあります。これをいつか解消しようということで、3条でお互いの半分ずつを交換して1枚の畑になるように処理をしました。そのことが

	今のいう 3 条で買った農地を転用して宅地にしたことが問題にならないかといわれている訳で、そういうことなので問題にならないのではないかなと言ったんです。あくまでも規模拡大をしたいとかではなく、ちゃんとした形にしようという 3 条の使い方なので問題ないのではないかと説明したのですが、理解出来ましたでしょうか。よろしいでしょうか。 (はい、の声)
西川友史会長	そう致しますと「議第 119 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 120 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	1 番 遠田町 土地の所在は、遠田町の畑 1 筆 42 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は宅地で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 6 月 17 日澤江推進委員と行いました。現状は申請者の祖父が宅地にしたというのを今回相続で現状と地目が違っていると判明したということで、面積も小さく畑としてももう使えないように思えますので問題ないと思います。土地改良区の意見書も揃っていますので問題ないと思います。以上です。
西川友史会長	2 番 下種町
事務局	土地の所在は、下種町の畑 1 筆 19 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大庭清職務代理	大庭です。この案件は既に昭和 58 年の水害から始まってしまして、この場所も水害の被害を受けた所です。残土で埋めたのですが畑のまま埋めてしまったということで、取得された時に畑として残っているので現況と揃えたいという転用申請です。何ら問題はありませのでよろしく申し上げます。
西川友史会長	本日の 4 条の許可申請は以上 2 件でございます。ただいま事務局からの説

事務局	明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 120 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 121 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 乙吉町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、乙吉町の田 1 筆 119 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は、既存の水路に接続します。資金証明については、既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認を 6 月 17 日に大畑委員と行いました。この件は〇〇自治会の公民館ですが、そこに隣接する農地で公民館の駐車場として自治会が借りていた土地を、この度地主から買ってもらいたいということで案件が出ました。現地を見に行きましたが、駐車場の状態で特に問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。
西川友史会長	2 番 中島町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中島町の畑 1 筆 509 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 6 月 17 日に又賀委員と行いました。申請は分譲宅地として販売するため、上下水道が完備されたところで適当であると判断しました。
西川友史会長	3 番 高津町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、高津町の畑 1 筆 33 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は進入路で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められな

	い場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	3 番須藤です。現地確認は 20 日に澁谷推進委員と行いました。〇〇さんは家に入るのに裏側から入らなくてはならない状況です。〇〇さんの家に伺うのは皆さん〇〇さんの土地を横切って行くので、そこだけ草が生えてないような状況になっております。そこを買い受けて進入路にしたいということで、道路沿いから入れるようにしたいということだそうです。土地改良区の意見書も添付されております。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	4 番 木部町
事務局	本件は、地上権に係る許可申請です。 土地の所在は、木部町の畑 6 筆 8,478 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大庭清職務代理	大庭です。広さは約 8 反の面積なのですが、去年は確か耕作してありましたが、今年は耕作してありませんでした。この場所から 50 メートル位上側に行ったところに一まち耕作をしてありましたが、この申請地が太陽光になったとしてもその農地に対する影響は何もないと思われます。太陽光ですが、特に問題ないような土地だと確認できます。よろしく申し上げます。
西川友史会長	本日の 5 条申請は以上 5 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございいますか。
	地上権ですが、賃料はいくらでしょうか。
事務局	申請書の「権利を設定し又は移転しようとする契約の内容」の右側に「地代、年 847,800」とありますが、これが賃料となります。
西川友史会長	はい、分かりました
大庭清職務代理	書いてある内容を確認したときにこの場所を選んだ理由が、地代が非常に安い、だからここを選んだ、と業者の方に書いてありました。ですからこのようなことがこの先他の地域でも地代が安ければどんどん起こってくる、地上権の設定だけです。安い値段で地上権だけ購入して、永久にその土地を借りて太陽光を作っていくという形が増えるのではないかと思います。土地の価格は反 100 万とかそれ位いきますので、こういうことが起こったときにどんどん太陽光が増えるということを認識しておいてほしいと思いました。お願いします。

佐原晃子委員	佐原です。許可の日から永久ですが地上権だけなので、地代が年 847,800 円は土地の所有者にかかるということですか。
事務局	そうです。
佐原晃子委員	払われるということですね。そういった場合、相続された方にもそのままということですか。事業が最終的に終わるといった計画書的なものとかは出されているのでしょうか。
西川友史会長	地上権の関係はまだ法整備が完成されていないと思うんです。ですので今言われた相続の関係も入っていないので、あくまでも地権者に対して出すわけですので、相続されたらその方が当然もらえるんでしょう。ただ永久と書いてあり、地上権ですので、ここが荒れたり、途中で止めたり、太陽光が駄目になったときに、ここをどうするのかという撤去の確約はありません。そこら辺のないまま地上権でとりあえずやるといったところが今全国での現状でして、まあそこら辺の法整備はこれから。後から法整備がやってくるのかなという気はしておりますが、ただ地上権設定の中でそれが無いので許可できないといったところはありませんので、あくまでも地権者と業者が当事者間で同意して契約をしますと、どうしてもこういう形で出てくるというのが今の現状です。農業委員会とすればそこをどう判断するかという話ですので、あくまでも農地法に基づいた中での判断ということになるということです。現状は今出てきた内容を当事者間で同意をしておるということですんで、どうにもならないということです。
佐原晃子委員	意見書の方も提出させていただいたんですけど、太陽光発電の件で東広島市で最近制定された条例がありまして、その形とこれが一緒かどうか違うかもしれないですけど、事業内容は終わった後の太陽光発電の設備等の処分の仕方等そういった条例が広島の方で始まるという話を聞きました。その中で、先に当事者間の中でもう決まったことだから後から決めた条例は聞いてもらえないとかそういったことにはならないようにできるものですか。
西川友史会長	そこまでは分からないのですが、条例ができていますしガイドラインもできています。あの中にも書いてあったように規制はかけられないと、あくまでも市もこうして欲しいという要望の中で業者がやるわけですので、条例ができたりガイドラインができています市町も太陽光がどんどん申請ができて農業委員会の許可で設置されているということですんで、条例ができた中で止められるようなことはなかなかないです。どうしても農地法に基づいて転用申請をしてこられますので。まず地権者がそもそも状況の中でも転用になりますので、現状厳しい状況になります。そこら辺の規制はなかなかできないというのが現状だと思います。
佐原晃子委員	今後お願いとしてそういった関わりを農業委員会ができるといいと思います。ありがとうございます。
西川友史会長	よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 129 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

	について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 130 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。 1 番、乙子町
事務局	申請地は乙子町の 23 筆 7,126.17 平方メートルです。平成元年より耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 6 月 18 日に山根推進委員と行きましたが、ちょうど〇〇さんともお会いできました。平成元年より耕作されていなかったということで本当に竹林になっていまして、現状復帰というか農地としても再生不可と思いました。以上です。
西川友史会長	本日の農地でないことの確認については以上 1 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございいますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声)
西川友史会長	続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。
事務局	「報第 104 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の新規が 20 件、再設定が 1 件の合計 21 件です。 「報第 105 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は 19 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 1 件です。 「報第 106 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」届出件数は、1 件です。解約理由は経営移譲のため合意解約が成されたものです。 「報第 107 号 農地法第 5 条の規定による通知書の確認について」届出件数は 2 件です。解約理由は、それぞれ所有権移転のため合意解約がなされたものです。 報告は以上でございます。
西川友史会長	ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) それでは無いようですので第 25 回総会を終わりたいと思います。どうもあり

ありがとうございました。

以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

会 長

3 番

4 番